

重 要 事 項 説 明 書

介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者名	有限会社 大瀬戸ビル
所在地	広島県安芸郡熊野町川角1丁目4番12号
連絡先	082-855-6866
代表者	代表取締役 大瀬戸 量子

2 事業所の概要

事業所	花みずきデイサービスセンター
所在地	安芸郡海田町浜角10番26-1
連絡先	082-516-5651
介護保険事業所番号	3473200842
提供可能サービス	介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」 (介護保険法に基づく第1号通所事業)
利用定員	25名
管理者	野中 早苗
通常の事業の実施地域	安芸郡海田町、広島市安芸区

3 事業所の職員体制

	職 員	勤務内容
①	管理者 1名	事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理
②	看護職員 1名以上	緊急時における対応と必要時の看護業務
③	生活相談員 1名以上	利用者の相談に乗り、生活面をサポート
④	介護職員 3名以上	全ての介護に対するお世話
⑤	機能訓練指導員 1名以上	日常生活に必要な機能の維持、減退防止

4 営業時間

営業時間	営業日
9時00分～17時00分 サービス提供時間 9時00分～16時15分	月曜日～土曜日 (8月14日～8月15日、 12月30日～1月3日を除く)

5 施設の概要

食堂兼機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽
静養室	1室
相談室	1室
送迎車	4台

6 運営方針

- (1) 事業所の従業員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目的とします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの連携との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

7 事業目的

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護サービスが、多様な職種から、総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- (3) 通所型サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の同意を得るものとします。

8 サービスの概要

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所型サービス計画に定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

・共通のサービス

ご利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄など必要な介助を行います。

①食事の提供

- ・食事の準備・介助を行います。

②送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

・サービス利用に関わる利用者負担金

① 総合事業対象サービス（１ヶ月）

※１単位 10.14 円で計算し、自己負担額は介護保険負担割合証の利用負担の割合に応じた額となります。

	単位数
要支援 1 (週 1 回程度)	1798
要支援 2 (週 2 回程度)	3621
サービス提供体制強化加算 (I)	88 または 176
介護職員等処遇改善加算 (I) ロ	月の請求単位の 12.0%

※ただし、要支援 2 で週 1 回程度のご利用の方は、この限りではありません。

② 総合事業対象外サービス（実費負担）

食材料費	850 円 (昼食)
オムツ代・パット代	実 費
レクリエーション特別材料費	実 費 (希望者のみ)

② その他の負担金

- ア 交通費は通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（路程 1 キロメートル当たり 20 円）が必要になります。

イ ご利用者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

ウ 介護保険、総合事業外のサービスを受けられる場合については、実費として一回のご利用につき 3,500 円をお支払いいただきます。

9 利用の中止・変更・追加

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、ご利用日の午前 8 時 30 分までに下記の連絡先までご連絡下さい。

利用者の都合で当日サービスを中止にする場合には、食材料費相当分をキャンセル料としていただきます。

全体窓口（連絡先）	(082) 516-5651
-----------	----------------

- ・ 月のサービス利用日や回数については、ご利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成感を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ・ ご利用者の体調不良や状態の改善等により通所型サービス計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は通所型サービス計画に定められた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。
- ・ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。
 - 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- ・ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

10 相談窓口 苦情対応について

◎サービスに関する相談や苦情については次の窓口にて対応いたします。

花みずきお客様相談窓口	電話番号 082-516-5651 FAX 番号 082-516-5653 対応時間 月～土曜日 9時～17時 管理者 野中早苗 又は 生活相談員 國平由加利 黒崎真矢
-------------	---

担当者不在の場合でも、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当職員に引き継ぎます。

◎苦情処理体制及び手順

- (1) 直ちに担当職員が利用者に連絡を取り、苦情についての内容確認を行います。
- (2) 苦情処理について検討し、必要な場合には管理者を含めた検討会議を開催します。
- (3) 苦情処遇処理については関係機関との連携を行います。
- (4) 苦情処理は原則として遅滞なく具体的な対応を行います。
- (5) 苦情処理結果について利用者に必ず確認を行います。
- (6) 苦情処理台帳を整備し、再発防止に役立てます。

◎その他参考事項

- ・ 研修の機会を多く持ち、普段から苦情の出ないようなサービス提供に努めます。

次の公的機関においても苦情の申し出等ができます。

海田町福祉保健部 長寿保険課	所在地 〒736-0065 安芸郡海田町南昭和町 14 番 17 号 電話番号 (082) 823-9609 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く)
広島市安芸区厚生部 福祉課高齢介護係	所在地 〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号 電話番号 (082) 821-2823 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く)
広島市高齢福祉部 介護保険課	所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号 (082) 504-2173 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く)
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 (082) 554-0773 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く)

11 事故発生時の対応

- (1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事業所は、前項の損害の為に、損害賠償責任保険に加入します。

12 緊急時の対応方針

サービス提供中に利用者の様態の変化などがあった場合、速やかに対応します。

事故発生時・緊急時は、事前の打ち合わせにしたがって、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターなどに連絡いたします。

13 非常災害時の対策

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行います。

14 提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。